

住宅宿泊事業者の皆さまへ

ごみを適正に処理しましょう

1 住宅宿泊事業に伴って発生するごみは「事業ごみ」

ごみには「事業ごみ」と「生活ごみ」があります。

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは「事業ごみ」です（住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）2-2（5）③参照）。

2 事業ごみは生活ごみとは分け方・出し方が異なる

事業ごみは、事業者が自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理（収集運搬・処分）しなければなりません。

市が処理している生活ごみ（家庭ごみ、プラスチック資源など）とは、分け方・出し方が大きく異なります。

3 事業ごみの分け方

種類によって、処理の方法が異なりますので、種類ごとに分けてください

種類		具体例
事業ごみ	一般廃棄物	資源物 紙類 缶・びん・ペットボトル
		可燃ごみ（営業ごみ） 残飯・コーヒーかすなどの厨芥ごみ、使用済みペーパータオル、たばこの吸い殻
	産業廃棄物	プラスチック、金属、ガラスなど 20 種類 弁当容器、発泡スチロール、金属類、せともの、電化製品

4 事業ごみの出し方

事業ごみは市では収集運搬しません。事業者が自ら処理施設に持ち込むか、収集運搬を許可業者に委託してください。

注意：家庭ごみ指定袋(緑)やプラスチック資源指定袋(赤)は使えません！

生活ごみの集積所には出せません！

※ごみを出す場所は収集運搬許可業者と相談して決めることとなりますが、集合住宅などの敷地を使う場合は、トラブル回避のため事前に土地管理者の了承を得てください。

5 自ら処理施設に持ち込む場合

持ち込み先は下表のとおりです。

種類	持ち込み先	所在地	電話	手数料・搬入時間	
一般廃棄物	紙類*	青葉環境事業所	青葉区郷六字葛岡 57-3	022-277-5300	手数料：無料 平日9:00~16:30
		宮城野環境事業所	宮城野区仙石 1-1	022-236-5300	
		若林環境事業所	若林区今泉字上新田 103	022-289-2051	
		泉環境事業所	泉区松森字阿比古 33	022-773-5300	
	ペットボトル	松森資源化センター	泉区松森字阿比古 7-1	022-374-8853	手数料： 100kg ごと300円 平日9:00~16:15
		葛岡資源化センター	青葉区郷六字葛岡 57-1	022-277-8310	
	可燃ごみ	今泉工場	若林区今泉字上新田 103	022-289-4671	手数料**： 100kg まで1,500円 100kg 超 10kg ごと 150円 平日9:00~16:15
		葛岡工場	青葉区郷六字葛岡 57-1	022-277-5399	
		松森工場	泉区松森字城前 135	022-373-5399	
産業廃棄物		仙台市又は宮城県のホームページでご覧いただくか、事業ごみ減量課（電話 022-214-8235）にお問い合わせください。			

* 紙類は、民間の事業系紙類回収ステーションにも持ち込めます。詳しくは市ホームページをご参照ください。

** 可燃ごみの手数料は平成 30 年 4 月 1 日から適用

6 収集運搬を許可業者に委託する場合

一般廃棄物の収集運搬許可業者は、下表のとおり区域ごとに決まっています。事業を行う場所を担当する許可業者に委託してください。

担当区域	許可業者名	電話	
青葉区（宮城総合支所管内を除く）・宮城野区・若林区	おおむね南町通・新寺通より北側の地域	（協業）仙台清掃公社	022-236-6543
	おおむね南町通・新寺通より南側の地域	（株）公害処理センター	022-289-6111
太白区（秋保総合支所管内を除く）			
泉区	（株）泉	022-376-4753	
宮城・秋保総合支所管内	（株）宮城衛生環境公社	022-393-2216	

産業廃棄物の収集運搬許可業者は、仙台市又は宮城県のホームページでご覧いただくか、事業ごみ減量課（電話 022-214-8235）にお問い合わせください。

なお、上記一般廃棄物の収集運搬許可業者は産業廃棄物の収集運搬許可も有していますので、両方の収集運搬を委託することができます。

7 お問い合わせ先

事業系一般廃棄物について 事業ごみ減量課 指導係 電話 022-214-8679

産業廃棄物について 事業ごみ減量課 事業係 電話 022-214-8235